

令和 8 年度 高校生等奨学給付金のご案内

- ・本制度は、授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
「高等学校等就学支援金」とは別に申請が必要です。
- ・給付金は年 1 回支給されます。毎年申請手続きが必要です。

申請資格（以下のすべてに該当する方）

- ・令和 8 年 7 月 1 日現在、保護者等が兵庫県内に在住していること
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・令和 8 年 7 月 1 日現在在学し、年度末まで休学をしていないこと
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を 3 回（定時制・通信制課程の場合は 4 回）以上給付されていないこと（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

対象世帯（以下①～④のいずれかに該当する世帯）

- ①令和 8 年 7 月 1 日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- ②保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
- ③保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額（以下、所得割合算額）が 100 円以上 105,500 円未満の世帯
※年収目安 270 万円以上 380 万円未満の世帯
- ④保護者等全員の所得割合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯
※年収目安 380 万円以上 490 万円未満の世帯

※なお、生徒の国籍・在留資格等により対象世帯が異なります。

給付額（1 人あたり年額・年 1 回のみ）

高校生等の範囲	区分	給付対象世帯及び給付額		
		給付対象世帯	給付額	
			全日制・定時制	通信制
新制度	①	生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円
	②	住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円
	③	年収 270～380 万円相当の世帯	47,900 円	16,830 円
	④	年収 380～490 万円相当の世帯	35,930 円	12,630 円
旧制度	①	生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円
	②	住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円

※新制度対象者とは、日本国籍を有する者のほか、特別永住者・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者（日本に永住意思がある者）・家族滞在者（小中学校卒業後、日本で就労して定着する意思がある者）のいずれかに該当する人をいいます。

※該当区分（新制度・旧制度）がご不明な場合は、在学先の学校へ確認してください。

申請方法（下記の手順により申請を行ってください）

○新制度対象者

スマートフォンやパソコンからいつでもオンライン申請手続きが可能です。下記の手順で申請を行ってください。

- ① 必要事項を入力し、オンライン申請用 ID と PW の発行を依頼します。
※受付後、順次手続きを行い、入力いただいたメールアドレス宛に ID と PW を通知します。

<①申請用 ID・PW の発行はこちらから>

https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5623



- ② ①で受領した ID・PW を使用し、「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にログインしてください。

<兵庫県就学支援制度オンライン申請システムのログインはこちらから>

<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>



③ 入力フォームに必要事項の入力等を行いデータ送信してください。

なお、収入情報の提出方法は、次のいずれかにより提出してください。

- ・ 個人番号を入力する
- ・ 課税証明書等を画像化し、アップロードする（この場合、個人番号は利用しません）
- ・ 課税証明書等を郵送で提出する

また、住民票や在学証明書等の添付資料についても、画像をアップロードし提出することが可能です。
必要書類を画像添付した場合は、書類を郵送する必要はありません。

オンライン申請のチラシはこちら→「[オンライン申請チラシ](#)」

※オンライン申請が困難な場合は、申請書による提出（郵送）も可能です。HP 掲載の様式をダウンロードし、下記の提出先まで郵送してください。

○旧制度対象者

オンライン申請ができないため、申請書による提出が必要です。HP 掲載の様式をダウンロードし、提出してください。

申請に必要なもの（別表もご参照ください。）

【区分①～④に該当する世帯 共通】

- ・ 住民票の写し（原本）（令和 8 年 7 月 1 日以降に取得したもので、世帯全員・国籍の記載必須）
※外国籍の場合は、国籍・在留資格・在留期間の記載必須
- ・ 生徒本人の在学証明書（令和 8 年 7 月 1 日以降に発行したもの）
※明石高専学生課学生係宛（gakusei.jim@akashi.ac.jp）に以下の要領でお申し出願います。
件名：兵庫県高校生等奨学給付金 在学証明発行希望
本文：1. 申請する学生の学籍番号及び名前
※なお、在学証明書発行には、数日間要しますので予めご了承ください。

【区分①に該当する世帯】（次のいずれかが必要）

- ・ 生徒本人の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・ 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（令和 8 年 7 月 1 日以降発行）
※生活保護受給証明書でも代用可能

【区分②～④に該当する世帯】（次のいずれかが必要）

- ・ 保護者等の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・ 令和 8 年度課税証明書
※特別徴収税額変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能

【該当する場合のみ】制服加算

- ・ 罹災証明書
- ・ 制服の再購入に係る誓約書（様式 13）
- ・ 制服の再購入に係る証明書（様式 14）

※学校に発行を依頼してください。

※上記に加えて、扶養状況等の確認のため、追加で書類等の提出を求める場合があります。

申請開始日・申請期限・給付予定時期

- ・ 申請開始日 令和 8 年 7 月 10 日（金）
- ・ 申請期限 令和 8 年 8 月 31 日（月）
- ・ 給付予定時期 令和 8 年 9 月～12 月頃

※申請時期・受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

注意事項

- ・ 申請期限までに申請ができない場合、支給決定できませんので申請期限を厳守してください。
- ・ 保護者等が令和 8 年 1 月 1 日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

問い合わせ・提出（郵送）先

兵庫県教育委員会事務局財務課 学校経理・就学支援班

住所：〒658-0081 兵庫県神戸市東灘区田中町 5 丁目 3-23

HP：<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/shougakukyuukin/>

TEL：078-362-3882

※郵送でご提出いただく場合は、「奨学給付金申請書類在中」と記載してください。

家計急変分

令和8年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内

- ・保護者が失職するなど家計急変により収入が減少し、急変後の世帯年収が支給対象世帯に相当すると認められる世帯に対する支援制度です。
- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした返還不要の給付制度で、年1回支給されます。
- ・授業料の納付が不要となる「高等学校等就学支援金」とは別に申請が必要です。
- ・7月1日時点の状況により通常分の給付を受けたが、7月2日以降に家計急変し、より高い給付額の世帯となった場合は、家計急変にかかる給付額から通常分で支給された給付額のうち家計急変による申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を差し引いた額を追加で給付します。

申請資格（以下のすべてに該当する方）

- ・申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住していること
（県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください）
- ・申請日現在在学し、年度末まで休学をしていないこと
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていないこと（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと
- ・申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していないこと

対象世帯（以下①～③のいずれかに該当する世帯）

家計急変による経済的理由から、以下のいずれかに相当すると認められる世帯

- ①保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯
- ②保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割の合算額（以下、所得割合算額）が100円以上105,500円未満相当の世帯
※年収目安270万円以上380万円未満相当の世帯
- ③保護者等全員の所得割合算額が105,500円以上182,500円未満相当の世帯
※年収目安380万円以上490万円未満相当の世帯

※なお、生徒の国籍・在留資格等により対象世帯が異なります。

※提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します。

（参考）

- ・①道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯の例

2人世帯	2,044,000円未満 寡婦（夫）の場合	5人世帯	3,216,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満	6人世帯	3,704,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満	7人世帯	4,140,000円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

- ・②または③の世帯に該当する場合は、住民税の計算方法により、年収見込額等をもとに所得割額に相当する額を算出し判断します。

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

- ・7月1日以前に家計が急変し、かつ学校の定める日までに申請した場合

高校生等の範囲	区分	給付対象世帯及び給付額		
		給付対象世帯	給付額	
			全日制・定時制	通信制
新制度	①	住民税非課税世帯	143,700円	50,500円
	②	年収270～380万円相当の世帯	47,900円	16,830円
	③	年収380～490万円相当の世帯	35,930円	12,630円
旧制度	①	住民税非課税世帯	143,700円	50,500円

- ・7月2日以降に家計が急変し、申請した場合

申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合（全日制）

143,700円×6月（10～3月）／12月＝71,850円

- ・7月1日時点での状況により年収380～490万円相当の世帯として支給を受けたが、9月に住民税非課税世帯に相当する世帯へ家計が急変し、申請した場合

【例】9月2日に申請した場合（全日制）

（家計急変による給付額）

143,700円×6月（10～3月）／12月＝71,850円

（7月1日現在の状況により支給された給付額）

35,930円×6月（10～3月）／12月＝17,965円

71,850円－17,965円＝53,885円

※新制度対象者とは、日本国籍を有する者のほか、特別永住者・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者（日本に永住意思がある者）・家族滞在者（小中学校卒業後、日本で就労して定着する意思がある者）のいずれかに該当する人をいいます。

※該当区分（新制度・旧制度）がご不明な場合は、在学先の学校へ確認してください。

申請方法（下記の手順により申請を行ってください）

○新制度対象者

スマートフォンやパソコンからいつでもオンライン申請手続きが可能です。下記の手順で申請を行ってください。

① 必要事項を入力し、オンライン申請用IDとPWの発行を依頼します。

※受付後、順次手続きを行い、入力いただいたメールアドレス宛にIDとPWを通知します。

＜①申請用ID・PWの発行はこちらから＞ https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5623



② ①で受領したID・PWを使用し、「兵庫県就学支援制度オンライン申請システム」にログインしてください。

＜兵庫県就学支援制度オンライン申請システムのログインはこちらから＞

<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>



③ 入力フォームに必要事項の入力等を行いデータ送信してください。添付資料も、画像をアップロードし提出することが可能です。必要書類を画像添付した場合は、書類を郵送する必要はありません。オンライン申請のチラシはこちら→「[オンライン申請チラシ](#)」

※オンライン申請が困難な場合は、申請書による提出（郵送）も可能です。HP掲載の様式をダウンロードし、下記の提出先まで郵送してください。

○旧制度対象者

オンライン申請ができないため、申請書による提出が必要です。HP掲載の様式をダウンロードし、提出してください。

申請に必要なもの（別表もご参照ください。）

【共通】

- ・住民票の写し（原本）（令和8年7月1日以降に取得したもので、世帯全員・国籍の記載必須）
※外国籍の場合は、国籍・在留資格・在留期間の記載必須
- ・生徒本人の在学証明書（令和8年7月1日以降に発行したもの）
※明石高専学生課学生係宛（gakusei.jim@akashi.ac.jp）に以下の要領でお申し出願います。
件名：兵庫県高校生等奨学給付金（家計急変） 在学証明発行希望
本文：1. 申請する学生の学籍番号及び名前
※なお、在学証明書発行には、数日間要しますので予めご了承ください。
- ・保護者等の個人番号が確認できるもの（個人番号カード等）
- ・家計急変事由が確認できるもの（雇用保険受給資格者証・離職票・医師による診断書等）
確認書類の例はこちら→「[家計急変事由が確認できるもの](#)」
- ・収入見込額が確認できるもの（会社発行の収入見込証明書・収入申告書等）

【該当する場合のみ】制服加算

- ・罹災証明書
- ・制服の再購入に係る誓約書（様式13）
- ・制服の再購入に係る証明書（様式14）
※学校に発行を依頼してください。

注意事項

- ・家計急変に該当しない離職（定年退職）や、明らかな家計急変事由が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。
- ・申請方法は通常分と同様にオンライン申請システムから申請が可能です。

申請期限・給付予定時期

- ・7月1日以前に家計が急変した場合
申請期限 令和8年9月25日
給付予定時期 令和8年12月頃
※申請時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。
- ・7月2日以降に家計が急変した場合
申請があった日の属する月の翌月（申請があった日が月の初日である場合は、申請があった月）以降の月数に応じて算定した額となりますので、7月2日以降に家計急変した場合は、すみやかに申請してください。

問い合わせ・提出（郵送）先

兵庫県教育委員会事務局財務課 学校経理・就学支援班

住所：〒658-0081 兵庫県神戸市東灘区田中町5丁目3-23

HP：<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/shougakukyuhukin/>

TEL：078-362-3882

※郵送でご提出いただく場合は、「奨学給付金申請書類在中」と記載してください。